

日時：平成26年5月28日（水）13時

場所：三田共用会議所 3階 大会議室（C、D、E）

水産政策審議会第65回資源管理分科会 議事録

水産庁

水産政策審議会第65回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成26年5月28日（水）13時00分

閉会 平成26年5月28日（火）14時21分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 亀岡 洋一 鈴木 徳穂 鈴木 敬幸 長瀬 一巳

長屋 信博 三木 奈都子 山川 卓 山下 東子

特別委員 安部 敏男 大久保 照享 加澤 喜一郎 川越 一男

佐矢 隆 高橋 健二 千葉 康則 濱田 武士

本間 新吉 谷地 源士郎 横内 武久

3 水産庁側出席者

長谷増殖推進部長 堤坂管理課長 加藤漁業調整課長

太田漁場資源課長 生田増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

○管理課長 予定の時刻となりましたので、ただ今から第65回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、管理課長の提坂と申します。本年4月の異動で熊谷の後任として着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者のうち、同じく本年4月の異動者を御紹介させていただきます。加藤漁業調整課長でございます。

○漁業調整課長 よろしくお願ひします。

○管理課長 なお、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。このため、御発言の際には、お手数ですが、事務局がマイクをお持ちいたしますので、挙手いただきまして、マイクを受け取られてから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございますので、御覧いただければと思います。

資料1、資源管理分科会委員・特別委員名簿でございます。それから、資料2、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第238号）でございます。それから、資料2-1、平成26年漁獲可能量の配分総括表（案）でございます。それから、資料2-2といたしまして、平成26年漁期さんま、まさば及びごまさば、ずわいがに漁獲可能量案について。続きまして、資料2-3、サンマ、マサバ、ゴマサバ、ズワイガニ資源の概要というペーパーがございます。その参考資料といたしまして、平成26年漁獲可能量設定のポイント（案）がございます。続きまして資料3でございます。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第239号）となっております。それから、資料4といたしまして、「資源管理のあり方検討会」について。資料5といたしまして、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について。そして、資料6といたしまして、サクラマスのか化放流についてでございます。

資料は以上となりますが、漏れ等はないでしょうか。

なお、本日は、この分科会の終了後に他省庁の会議の会場設営を行います都合上、15時までを目途に御審議いただければと思っております。大変恐縮でございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日はお忙しいところお集まりくださりまして、ありがとうございます。

では、早速ですが、座って議事に入らせていただきます。

本日は、諮問事項が2件、それから報告事項が2件でございます。ただいま事務局から

も御説明がありましたけれども、本日は、限られた時間の中で、15時までに終了しなさいということですので、議題はたくさんありますけれども、要領よく進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第238号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の御説明をお願いしたいと思います。

なお、昨年11月の会合では、時間の都合によりまして、サンマ、マサバ、それからゴマサバ、ズワイガニの資源状況につきまして御説明いただいておりますので、まずこれらの魚種の資源状況について御説明いただいて、御質問を受けた後に、TACの設定について、一つ一つ進めて参りたいと思います。

では、御説明、よろしくお願いいたします。

○管理課長 本日お諮りいたします諮問第238号は、管理期間が7月から始まります平成26年漁期のサンマ、サバ類及びズワイガニのTACの設定と配分についてでございます。お手元の資料2が今回の諮問内容となっております。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

26水管第535号
平成26年5月28日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第238号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第

9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2の別紙として付けてございますものが、基本計画の改正案でございます。この基本計画の具体的な内容につきましては後ほど御説明申し上げますが、先ほど座長から御指摘がございましたとおり、まず漁場資源課長より資料2-3に基づきまして、これら魚種の資源状況につき御説明申し上げたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。
○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。よろしく申し上げます。それでは、資料2-3に基づいて御説明申し上げます。

1ページ目は、資源評価の概要ということで、サンマ、サバ類、ズワイガニの要約を記載しております。これは適宜参考にしていただければと思います。

1ページめくっていただきまして、「平成25年度我が国周辺水域主要魚種の資源評価結果について（抜粋）」とありますが、ここに資源の評価に必要な調査とか、いろいろ書いてございますけれども、ちょっとここは割愛させていただきますが、下の方の用語のところ、下から2つ目の「R P S（再生産成功率）」という言葉が結構頻繁に出てきますので、これは覚えていただければと思います。

1ページめくっていただきまして、サンマの資源でございますが、まず上にサンマの分布状況等の図が載っております。その下の分布状況の経年変化でございますが、見ていただければ分かると思いますけれども、これは1区、2区、3区と分けておりますが、これは人為的に分けたもので、資源がここで分かれているという意味ではございません。2010年以降、日本漁船の主漁場である1区において、資源量の分布が減少している傾向にあるということでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページでございますが、上のグラフの左側は漁獲量とCPUEの推移を示しております。右側が漁獲割合と資源量の推移を示しております。

下の資源評価結果でございますが、総括としましては、資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えております。下の方に4つの漁獲シナリオを出しておりますけれども、ABCの数字が2つになって、括弧書きがございまして、左側が資源全体のABCで、括弧の中が我が国EEZ内の値でございます。この4つのシナリオのうち、いずれも中期的な管理方針に合致すると考えております。

サンマについては以上です。

次に、マサバの太平洋系群、その次のページでございますが、これについて御説明いたします。一番上の図は、マサバの生活史や漁場形成の図でございます。

その次の漁獲量の推移と努力量は、CPUEの推移が載っておりますけれども、近年、努力量は低下傾向にあるということでございます。

一番下のグラフが、年齢別の漁獲尾数でございます。昔はゼロ歳魚と1歳魚が主体で、小さいものばかり獲っていた訳でございますけれども、最近では小さい魚に対する漁獲圧は低下して、より大きいものを獲るようになってきているということでございます。

めくっていただきまして、幾つかグラフがございますが、左上のグラフは漁獲割合と資源量の推移をあらわしたものでございます。特に資源量につきましては、近年、卓越年級群が2004年、2007年、2009年と出てきておりまして、低迷していた資源量が上昇傾向にあるということでございます。

その下のグラフでございますけれども、これがさっき言ったRPS、再生産関係をあらわしたものでございまして、2012年の親魚の量は47万トンで、B limitとして設定しております45万トンを少し上回る状況になっております。

その下の2013年加入量の推定でございますが、マサバの太平洋系群の場合、平均ふ化日が早いほど体長が大きくなって、生き残りもよいという結果がございまして、2013年はその意味で比較的加入がよいのではないかと考えております。

次のページに行っていただきまして、ちょっと上のグラフは飛ばさせていただきますけれども、下の囲みですが、資源評価の結果は、資源水準は中位、資源動向は増加と考えております。下の方に3つのシナリオを提示しておりますが、いずれも中期的管理方針に合致するシナリオだと考えております。

次に、マサバの対馬暖流系群について御説明申し上げます。上の図は、漁場や産卵場の分布を示した図でございます。その下は漁獲量の推移ということで、韓国と日本によって漁獲されているということを示しております。

次のページでございますが、左上のグラフが資源量と漁獲割合の推移を示したグラフでございます。右が再生産環境をあらわしたものでございまして、B limitとして1997年水準の親魚の量を設定して、これは24.7万トンになっております。この1997年を使っているのは、この水準より低いと、高い加入量の年が出現しないということで、これより上に親魚の資源量を維持すべきだという考えに基づいております。2012年の親魚量は21万8,000トンで、先ほど申し上げましたB limit、24.7万トンを下回っております。

ということで、下の方に移りまして資源評価結果ですが、資源水準は低位で、資源動向は横ばいと考えております。2012年の親魚量はB limitを下回っておりますので、親魚量の回復を図る必要があるということで、下に親魚量をはかる場合のシナリオを3つ提示しております。これにつきましてはABCが2つ並んでおりますけれども、左が全体で、右側が我が国EEZ内の値でございます。

次に移りまして、ゴマサバ太平洋系群のことを説明させていただきます。上の方がゴマサバ太平洋系群の生活史や漁場形成の模式図でございます。

その下の図が漁獲量の推移でございまして、近年、割と高い水準で推移しているのが分かります。

次のページに移っていただきまして、左上のグラフが資源量と漁獲割合を示したもので、資源量が増加しているのが分かります。右側は再生産関係を示したグラフでございますが、B limitの考え方としては、1996年水準の親魚量をとっております。1995年以降は加入が比較的安定してございまして、最低水準の1996年を切った場合の影響が不明でござい

ますので、最低これ以上に親魚を維持する必要があるということで、これをB limitに設定しております。2012年の親魚量は32.6万トンで、B limitである3.8万トンを大きく上回っている状況でございます。

下の囲みに行きまして、資源評価結果でございますが、資源水準は高位、資源動向は増加ということで、親魚の量はB limitを大きく上回っておりますので、今のまま漁獲を続けても全く問題ないということでございます。下の方には一応3つのシナリオを提示しております。いずれも中期的管理方針に合致すると考えております。

次にゴマサバの東シナ海系群に移らせていただきます。上の図は生活史と漁場形成の模式図でございます。

その下の漁獲量の水は、韓国と日本によって、日本の方がかなり多い状況でございますけれども、漁獲されているというグラフでございます。

次のページでございますが、資源量と漁獲割合の図が左上にありまして、資源量は、比較的増減を繰り返しながら、安定的に推移しているのかなと考えております。右側が再生産関係のグラフなんですけれども、再生産関係が一定の関係は見当たらないということで、B limitにつきましては2009年の最低水準を下回ることのないようにすべきだということで、2009年の3.3万トンというものをB limitとして設定しております。

その下の資源評価結果でございますが、資源水準は中位で、資源動向は増加と考えております。2012年の親魚量はB limitを上回っておりますので、現状の漁獲圧で漁獲を続けた場合でも親魚量はほぼ維持されるということで、下に3つのシナリオを提示してあります。2段書きになっていまして、ABCの左側の数字は全体、括弧内が我が国EEZ内の値でございます。

次に、ズワイガニの方に移らせていただきます。まずズワイガニ日本海系群でございますが、左上の図は分布域の図でございます。右がA海域とB海域の漁獲量の推移でございます。その下の2つのグラフは、左側がA海域の漁獲割合と資源量の推移、右側がB海域の漁獲割合と資源量の推移でございます。一番下の図は、資源密度指数のA海域、B海域それぞれの雄、雌と合計の3つに分けて示したものでございます。

次のページでございますが、A海域、富山県以西のところでございますけれども、これにつきましては資源水準は中位で横ばいと考えております。

下に5つのシナリオを提示しておりますが、いずれも中期的管理方針に合致するものと考えております。若干分かりにくいのですが、この漁獲シナリオの⑤の現状の漁獲量の維持と、その下の参考値としてある現状の漁獲圧の維持ということで、漁獲量は3,700ということで一定で獲るということですが、漁獲圧というのは資源量に対する減少割合ですから、資源量が増えれば獲る量も増えるということで、そのやり方でいくと2019年に現在の親魚の量を確保することはできないということで、これは合致するシナリオには入れておりません。他方、現状の漁獲量の維持、一定に獲るという形であれば、親魚は維持できるということで、合致するシナリオの中に入っております。漁獲量と漁獲圧とい

うことでちょっとややこしいのですけれども、御理解ください。

下の方のB海域、新潟県以北の資源評価結果でございますが、資源水準は高位で、資源動向は横ばいということで、下に4つの漁獲シナリオを書いておりますけれども、いずれも中期的な管理方針に合致すると考えております。

次に、ズワイガニの太平洋北部系群について説明させていただきます。左上の図が分布域の図でございます。右上のグラフが漁獲量とCPUEの図で、2011年以降、震災の関係で漁獲量が激減しております。その下のグラフは資源量と漁獲割合の推移のグラフでございます。

下の囲みに行きまして、資源評価結果でございますが、資源水準は中位で、資源動向は減少ということになり、特に雌ガニの加入量が急減しております、雌ガニの資源量を減少させないことが大変重要であると考えております。漁獲シナリオとしては2つ書いております、震災前の雌雄別漁獲量の維持と震災前の雌雄別漁獲量の維持という両方を出しておりますけれども、この2つはいずれも中期的管理方針に合致すると考えております。

次に、ズワイガニのオホーツク海系群の説明をさせていただきます。左上の図は分布域でございます。これはロシアとのまたがり資源と考えております。それと右側が漁獲量のグラフの推移でございます。

下に行きまして、資源評価結果でございますが、資源水準は低位で、資源動向は横ばいということでございます。産卵場が日本域内と考えられており、再生産を促して資源の維持・利用を図るため、資源状態に合わせた漁獲を継続する必要があると。資源水準は低位なんですけれども、分布密度は横ばい傾向にありますので、現状の漁獲圧で漁獲を続けた場合、資源は低い水準で維持されると考えております。ちなみに、既存の情報から資源量の算定が困難ですので、ABC等は出しておりません。

最後に、ズワイガニの北海道西部系群について御説明させていただきます。左上が分布域の図でございます。右側の図は漁獲量の推移で、過去20年ぐらい比較的漁獲量が安定しているということでございます。かつ、近年の漁獲努力量は低い水準で、CPUEは高い水準で安定しているということでございます。これは左の真ん中の図が示しております。

資源評価結果ですが、資源水準は高位で、資源動向は増加ということで、現状の漁獲圧で漁獲を続けた場合、資源は維持されるということで、ABC limitとしては97年以降の最大漁獲量43トンということで提示させていただいております。

以上、駆け足で申し訳ございませんが、説明させていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの資源状況に関する御説明につきまして、何か御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

○加澤特別委員 サンマは、3月に公海上の規制条約を定めていたということで、NPFCの国際シンポジウムの第1回目の会議に始まりまして、私も臨席させていただいたのですが、結局その中の2日間の討議の結果として、今回は7カ国の科学者たちが集まって、資源評

価についての第一歩の話し合いの中で、結論としては、これは日本が一番この制度の資源調査を行っているのですが、ただ結果としてまだ制度が不十分だということと、要は大ざっぱで、まだ細部のはっきりした解明は先だということと、あとその中でもやはり1区、2区、3区あるのですが、全体的には資源量は今悪化している、逆に漁獲量が増えているという結論だったんです。実はこれについて、去年平成25年の我々の日本船のEEZ内のサンマ漁業の結果として、初めて台湾船の漁獲量を下回ってしまった。14万トン台で、彼らが17万トン獲りましたか。

結局これはなぜかということ、一番はやはり、来遊量が当初の出る前の予報とかなり違って、かなり減っていた。危機的な状態だったのが、前々回に私はお話したと思うんですが、12月の漁獲が以前ですと大体1万5,000トンから2万トン、銚子沖とか常磐沖で獲れていたものが、全く獲れないような状況になってしまった。それで、結果的に全船で、特に最後まで大型船は残っていたのですが、六十、五十何隻で各地区で12月2日から3日に関して調査を行って、でも金華沖でも常磐沖でも銚子沖でも全く1トンも獲れないような状態ということで終了してしまいました。本当にこの原因として、現場の長年務めている、頑張っってやっていらっしゃる各漁労長の異口同音の意見が、やはり台湾船、外国船の無秩序な公海上での操業、これがあるということで、我々も非常に危惧したところで、それで2月に、これは放っておくと大変なことになるということで、全さんまの理事を中心に10名ぐらいで台湾へ行って参りました。それで、向こうのサンマ漁船の漁業者、イカ釣りもやっているんですが、あと役所関係者、あとは組合関係者全てと会って、こういうことをどう思っているんだということをはっきり聞きましたら、最終的には我々の受けとめ方としては、私の感想ですが、いろいろあって、全く資源管理のことなんて考えていないというのが今のところ。要は金になれば幾らでも獲ってしまうといった考えが見え隠れしまして、今サンマの需要がどんどん増えているものですから、彼らはどんどん我々の何倍もあるような、漁船というより加工船を使って造って出そうとしているという中で、非常に私たちは今この点に対して危惧しております。

まして、2011年の3.11の津波と原発事故によって我々が築いてきた日本からの輸出が全くゼロになってしまって、「日本の魚は危ない」という風評なんだか何だか知らないんですが、逆に彼らが勢いを伸ばして、どんどん獲ろうとしているという中で、本当に我々はこのサンマの資源がどうなってしまうんだと。本当に大衆魚という範疇のものが近いうちに高級魚になってしまう。そんなことになったらもう我々漁業者だけではなくて、これを扱っている各浜の業者さん並びに流通が大変な状態になってしまうのではないかとということで非常に危惧していますので、ここら辺を御考慮の上、本当に精度の高い調査から来るデータを出してもらって、日本がイニシアチブ、主権を取って、公海上も管理していくと。いずれにしろEEZ内に流れてくる魚は公海上から来ますので、本当にその適切な持続的な管理を強く願うところです。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうも情報及び御意見、ありがとうございます。

国際的には、日本がリーダーシップを執って、管理をきちんと進めていただきたいと思います。あと、資源が思いのほか現場では減っているのではないかという御意見ですが、この辺の情報は今回の資源評価にもそういう情報として含んでおられるのでしょうか。

○漁場資源課長 サンマの場合、資源水準については日本漁船の棒受網CPUEを使って、動向については2003年から始めている表層トロールを使ってやっているんですけども、こんなことを私が説明するのも釈迦に説法なんですけれども、昔は日本漁船だけがサンマを獲っていて、ここ数年、台湾船、ロシアも獲っているし、中国船も今は獲ろうとして、韓国も獲っているということで、従来サンマを我が国周辺資源と見てきたのが、今やもう国際資源になってしまって、そういう中で今までと同じような資源調査や資源評価をやっていいのかという疑問は我々も持っていて、それはNPFCという国際機関が近々発足して、その中に科学委員会というのができて、そこで議論する中で、いろいろな資源評価もそうですし、例えばサンマは東から西に移動してきて、日本が一番最後に漁場な訳ですけども、そういう回遊してくるといことも踏まえて、要はどうやったら参加している漁業者みんなが持続的に獲れるかということをよく考えられるような形でやっていきたいと考えております。

ちなみに、ちょっと私ごとですけども、私はこのNPFCの条約策定交渉のときの交渉官をやっておりまして、まさにそのとき、サンマの公海上の外国漁船の活動をどうやって規制するかという観点から条約を作っておりましたので、そこは水産庁としても一生懸命やっていきたいと思っております。

○山川分科会長 是非よろしく願いいたします。

他に御質問等ございますでしょうか。TACの説明につきましては後ほど御議論いただくということでございますけれども、資源評価につきまして御質問等ありましたら。濱田委員。

○濱田特別委員 マサバの対馬暖流系群につきまして、韓国の漁獲量の推移までチェックされておりますけれども、中国の船というか、漁業状況というか、漁獲状況というのはどのようになっているのかということ、つかんでいる範囲内でもしあれば、教えていただければと思います。

○漁場資源課長 中国については、なかなか分からない部分が多いということで、その中で漁獲の数の状況をちょっとでも知ろうということで、今年から人工衛星を活用して、要は夜間に操業する明かりの数を人工衛星で調べて、それをもとに漁獲努力量というのはある程度推定できないかということで、新たに事業を始めたところでございます。そういうことを通じて、ちょっとでも中国船の実態を把握していきたいなと考えております。

○濱田特別委員 漁獲量自体は中国の方からは、なかなか出していただけないという……。

○漁場資源課長 正確なデータが出てきていないと承知しております。

それは引き続き、そういうことは日中の中でお願いしていきたいと思っておりますので。

○濱田特別委員 中国の貿易のデータを見たら、サバの輸出量がかなり増えていて、とて

も気になるところだったというところでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。高橋委員。

○高橋特別委員 サンマの資源なんですけれども、これは2003年くらいからのデータでございますが、当時私たちが説明を受けたのは、洋上には700万トンくらいの資源があるんだということで、大分このような数字が飛び交っていたのですが、どうもこれを見ますと500万トンということで、極端に200万トンも減ったという大きな要因というのはどういうことが考えられるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○山川分科会長 漁場資源課長、よろしいでしょうか。

○漁場資源課長 資源量につきましては、かなり変動が激しくて、ちなみに2013年の資源量としては約300万トンということで、2012年よりは増えているという形でございます。ちょっとこの増減量につきましては、なかなかはっきりしたことが分かっておりません、分かっているのは、今、中期的にはややこの資源が低い水準の時期にあるのではないかとことは分かっているんですけれども、それがどういうことで起きるかというところまでは残念ながらまだちょっと分かっていないというのが実情でございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。山下委員。

○山下委員 先ほど濱田委員が質問されたことと同じですが、それがマサバ対馬暖流系群ですが、ゴマサバ東シナ海系群、14ページも、漁場としては同じように中国がかかっているのではないかと思います、その場合もお答えは同じであるのか。また、台湾の話です。台湾は漁獲実績がこの漁場であるのかということも併せて教えていただければと思います。

○山川分科会長 よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 中国に関しては、残念ながらというか、答えは同じでございます。

台湾については全く情報がございません。申し訳ございません。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、ないようですので、続きまして、平成26年漁期のサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニのTACにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○管理課長 それでは、平成26年漁期のサンマ、サバ類及びズワイガニのTACの設定と配分につきまして、魚種別に順を追って御説明申し上げたいと思います。お手元に資料の2-1と資料2-2を御用意いただければと思います。

まず初めに、サンマのTACの設定及び配分について御説明申し上げます。資料2-2の1ページ目の上段を御覧いただきたいと思います。中期的管理方針におきまして、漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するとされております。

この方針に則しましたABC limitといたしましては、資料下段の資源評価結果の表の中で、漁獲シナリオの黄色く塗った③番でございますが、親魚量に悪影響を与えないと考えられる漁獲圧のシナリオを採用いたしまして、サンマ資源全体のABCは66万4,000トンと計算されることとなります。これに2008年から2012年にかけての漁期の全漁獲量に対します

日本EEZの漁獲割合でございます53.6%を乗じて得られます35万6,000トン日本EEZの漁獲量といたしまして、上段の表のABC、66万4,000トンの下に括弧書きで示してあるところでございます。TACにつきましては、この値と等量の35万6,000トンということにしてあるところでございます。

配分につきましては、資料2-1を御覧ください。今回関係する魚種をオレンジ色で塗ってございますけれども、サンマにつきましては、大臣管理漁業分といたしまして北太平洋サンマ漁業に対して24万2,000トン、また知事管理漁業分の配分といたしましては、2ページ目の表左端のとおりとなっておりますところでございます。

続きまして、マサバ、ゴマサバを併せましたサバ類のTACの設定及び配分につきまして御説明申し上げます。資料2-2に戻っていただきまして、2ページ目の上段を御覧ください。

中期的管理方針におきましては、マサバ太平洋系群につきましては、資源の回復を図ること、ゴマサバ太平洋系群につきましては、中位水準以上に維持すること、またその他の系群につきましては、韓国・中国とのまたがり資源であることにも留意いたしまして、資源を減少させないようにすることなどを基本といたしまして、それぞれ管理することとされているところでございます。

この方針に則した漁獲シナリオにより求められましたABCが同じページの表下段に4つの系群ごとに記載してあるところでございます。黄色く塗った部分でございますけれども、表下段の1行目、マサバ太平洋系群と3行目のゴマサバ太平洋系群につきましては、それぞれの漁獲シナリオに記載されましたABCがそのまま記載されているところでございますが、またがり資源でありますマサバの対馬暖流系群とゴマサバの東シナ海系群につきましては、2008年～2012年の総漁獲量に対します我が国EEZの漁獲割合の平均値を乗じました値を日本EEZの漁獲量としてございまして、その値は括弧書きで示されているところでございます。TACは、これら4系群のABC合計値90万2,000トンと等量ということで、90万2,000トンとしてあるところでございます。

TACの配分につきましては、また資料2-1を御覧ください。大臣管理漁業分といたしまして、大中型まき網漁業に対しまして52万3,000トン。また、知事管理漁業分の配分といたしましては、2ページ目の表の右から3列目のとおりとなっておりますところでございます。

最後に、ズワイガニのTACの設定及び配分につきまして御説明申し上げます。資料2-2の4ページ目の上段を御覧ください。中期的管理方針におきまして、2つの日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群につきましては、資源の維持もしくは増大を基本方向とし、安定的な漁獲量を継続できるよう管理を行うものとするにさせていただきます。一方、オホーツク海系群につきましては、ロシアとのまたがり資源でございまして、来遊量の年変動にも配慮しながら管理するということとさせていただきます。それと、西部日本海系群(A海域)の中期的管理方針に合致いたします親魚量の維持という④にございましてシナリオを採用いたしまして、TACにつきましてはABCと等量の3,700トンとしているところで

ございます。それと、北部日本海（B海域）の系群につきましては、中期的管理方針に合致いたしますシナリオを採用いたしまして、TACはABCと等量の530トンということにしております。それと太平洋北部系群につきましては、中期的管理方針に合致するシナリオを採用いたしまして、TACはABCと等量の188トンということにしております。そして、オホーツク海系群につきましては、ロシアとのまたがり資源でございますので、最大の来遊状況に対応できるよう、平成18年の443トンをベースといたしまして、TACを前年と同じく500トンということにしております。なお、漁期中の漁獲状況等が良好な場合には、時期を逸することなく期中改定等も検討したいと考えているところでございます。最後に、北海道西部系群でございますけれども、本系群は資源情報が限られておりまして、定量的な評価が困難であるということを踏まえまして、TACにつきましては前年と同じく43トンということにしております。

これら資源のTAC配分についてでございますが、また資料の2-1の3ページ目の左側を御覧ください。囲みがございますとおり、大臣管理分といたしまして、沖合底びき網漁業及びズワイガニ漁業に対しまして合計3,355トンを配分いたしまして、海域別の内訳につきましては下の括弧内に記してあるとおりでございます。知事管理分につきましては、若干配分も含めまして、合計といたしまして1,311トンとなっておりまして、各県への配分につきましては、同じページの地図中に記してあるとおりでございます。あるいは2ページ目の表も御覧いただければと思います。

なお、資料2-1の3ページ目の一部の数値につきましては、事前に委員の先生方へお送りさせていただきましたものと、本日配付させていただきましたものには、端数の処理の関係で若干変更がございます。ただ、これらは基本計画に示されました数値を変更するものではございません。本日お配りしたものを参考にしていただければ幸いです。

また、例年と同様の措置といたしまして、ズワイガニにつきましては、日本海A海域、B海域を合わせまして295トンを別途留保分ということで設定してあるところでございます。この留保分につきましては、TACの消化状況など、さらには関係漁業者等の合意を踏まえまして、翌年2月に大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分ける予定ということにしております。

以上、長くなりましたけれども、サンマ、サバ類、ズワイガニの平成26年漁期TACの設定及び配分につきましてはの考え方を説明させていただきました。

なお、今回のTAC案につきましてでございますが、4月25日に東京において公開の意見交換会を開催いたしました。特にサンマに関しまして、我が国における資源評価や資源管理のあり方に加えまして、サンマが公海で他国漁船によって漁獲されているということもございまして、国際機関であるNPFCAを通じた適切な資源管理の必要性等について御意見と御質問等をいただいたところでございます。

また、本件につきましては、ホームページを通じましてパブリックコメントも行ったところでございましたけれども、そちらでは特に意見等ございませんでした。

平成26年漁期のサンマ、サバ類、ズワイガニのTACの設定及び配分につきましては以上で
ございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、魚種別に分けて順番に御検討いただければと思います。
まずサンマにつきまして何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

加澤委員。

○加澤特別委員 この数字は去年と比べて大きな変化はないんですが、ただ、去年に比べ
ますと、漁獲量は若干1万トン近く増えていますか。私、それで今お話を聞いていてちょ
っと気になったのですが、先ほどの話に戻るのですが、第1回目の7カ国のNPFCに向けた
シンポジウムの中で、この間の結論として、各国の学者に対して、若干低位傾向、悪化し
ているといった発表を私も聞いたものですから、そんな中で被災国の日本が多少の増加な
んですが、ただ、今後の審議を進める上で影響はないものですか。NPFCを進める上でちょ
っとそこを危惧したものですから。

○山川分科会長 そういう御質問ですけれども、いかがでしょうか。

○加澤特別委員 この我々のTACは他国にも公表するような形になるんですか。そんなに大
きな数量の違いではないから、大丈夫だとは思いますが、ちょっと気になったも
のですから。

○増殖推進部長 加澤さんが今言われたことで、その日本側の資源評価の仕方等は3月の
シンポジウムでもずっと各国にも説明したところでありまして、この程度の違いというこ
とで、その交渉事に悪影響を与えるとは考えていない訳です。そう思っているので、この
形で諮問させていただいているということです。

あとは、先ほど課長の方からもありましたけれども、条約発効を控えておりますので、
発効を踏まえて、しっかり取り組んでいくと。それで、発効を待っているのでは遅いとい
うことで、日本が主導して3月のシンポジウムを開いたということで、台湾だけではなく
て中国への働きかけなどは既にしているところでありまして、今後ともしっかり取り組ん
でいきたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

では、続きまして、マサバ及びゴマサバにつきまして、御意見、御質問等ありましたら、
よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、次にズワイガニにつきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひ
いたします。

よろしいですか。

では、これで今回御検討いただきますサンマ、マサバ及びゴマサバ並びにズワイガニの

平成26年漁期TACにつきまして一通り御議論いただいたところですが、他に御発言がなければ、諮問第238号については、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは次に、諮問第239号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、説明をさせていただきます。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令につきまして、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

26水管第348号
平成26年5月28日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第239号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令改正の内容でございますが、1枚めくっていただきますと、説明の資料を付けてございます。これに基づきまして御説明をさせていただきます。

カツオ・マグロ類につきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）あるいは大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）といった我が国が加盟しております地域漁業管理機関におきまして、資源の保存管理に必要な管理措置を採択しているところがございます。この条約に加盟している国は、この保存管理措置について法令等により担保しなければいけないということになっております。

我が国におきましては、水産動植物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止

について定めております指定省令第17条に基づく別表第2におきまして必要な規制措置を規定することにより、国内法令の担保を行っているところでございます。

今回お諮りいたします改正は、「改正の内容」のところに（1）から（3）までございます3点ございます。

第1点目につきましては、昨年12月に開催されましたWCPFCの年次会合におきまして、我が国排他的経済水域におけるメバチ、カツオ、キハダに係る大中型まき網漁業の操業日数に上限を設けることを内容とする保存管理措置が新たに採択されました。このことを受けまして、指定省令別表第2の大中型まき網漁業の項中に、我が国排他的経済水域におけるメバチ、カツオまたはキハダに係る操業について、農林水産大臣が期間を定めて禁止する旨の規定を追加するというのが、第1点目でございます。

第2点目につきましては、同じくWCPFCの会合におきまして、中西部太平洋条約海域におけるクロトガリザメの採捕の禁止を定めた「くろとがりざめに係る保存管理措置」が新たに採択されました。このことを受けまして、指定省令別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業の項中及び近海かつお・まぐろ漁業の項中に、中西部太平洋海域におけるクロトガリザメの採捕を禁止する旨の規定を追加いたします。

なお、同様に大西洋の海域におきましては、遠洋カツオ・マグロ漁業によるクロトガリザメの採捕禁止が既に規定されて担保されているところでございます。

次に3点目は、昨年の11月に開催されましたICCATの年次会合におきまして、北緯5度以南の大西洋の海域のビンナガについて、新たに漁獲量の国別割当を設定しました「2014年から2016年の南びんながの漁獲制限に関する勧告」が採択されたことを受けまして、同様に指定省令別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業の項中に、北緯5度以南の大西洋の海域におけるビンナガの期間を定めた採捕の禁止をする旨の規定を追加するということでございます。

改正の施行期日につきましては、一番下に記載しておりますが、1点目の大中型まき網漁業関係は6月27日、2点目、3点目につきましては7月1日を予定しております。

また、この省令改正案につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。御意見は寄せられませんでしたので、併せて御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

佐矢委員。

○佐矢特別委員 国際管理機関の採択に基づいて我が国が管理措置を対応することについては、必要なことと思います。しかし、カツオの資源については、我が国のEEZ内の漁獲努力量は増えていないと思うんです。それに対して、先ほども加澤委員が言ったように、サンマと一緒に、カツオの方も国内のEEZ外の外国漁業の隻数と漁獲量の増大が問題なんです。

したがって、EEZ外の規制をどのようにかけるのか。それから、この措置で日本国内の漁業者が資源管理に取り組んだときに、もしも外国の漁業の方が何も規制をかけられないなら、その利益は全部EEZ外の漁業者に行く形になると思います。その折はどのような対応をするのかも、ある程度明記しておく必要があるのかなと思うのですけれども、この考えはいかがでしょうか。

○山川分科会長 加藤漁業調整課長。

○漁業調整課長 太平洋のカツオ資源につきましては、特に今年、日本周辺水域での漁獲が非常に低調だということで、各方面からいろいろな御意見を伺っているところでございます。基本的に今の国際機関WCPFCの中で、カツオ資源につきましては現状の漁獲で特段問題ないといった資源評価をされておりますけれども、熱帯域でも、日本の海まき船も含めてですけれども、外国漁船の漁獲ということについて、今後、状況次第では、国際機関の中でどういう規制をしていくかということについて議論しなければいけないと思っております。また、特に日本沿岸への来遊が非常に低調だということもあり、諸外国に対して日本としては、しっかりした資源の評価をして管理すべきだということを提言しているところでございます。また、そこで一定の議論のもとで方向性がだんだん決まってくる場合があるかと思いますが、そのときには、関係業界の方と十分打ち合わせをして、実効ある管理はどうやったらできるかということを整理していきたいと思っております。

また、夏にはWCPFCの北小委員会というのがございますし、12月には本委員会もございませぬ。その場にも関係業界の方にも一緒に御参画いただいて、適切に管理ができるように対応させていただきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。では、山下委員、お願いします。

○山下委員 お先に。クロトガリザメのことですけれども、日本ではこれを狙って行う漁業が存在したのかどうか。また、カツオ・マグロ漁業の混獲というのがあるのかもしれないけれども、実態としてどのぐらいそれが確認されているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○山川分科会長 では、事務局、お願いいたします。

○漁業調整課長 現在、遠洋カツオ及び近海カツオともに、このクロトガリザメを目的とした操業というものは行われておりません。また、混獲につきましても、報告を特に受けておりませんので、特段この措置によって操業自体に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

○山川分科会長 では、三木委員。

○三木委員 同じ質問でございましたので……。、

○山川分科会長 そうですか。

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

では、特にございませんでしたら、諮問第239号につきましては、原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第238号及び諮問第239号につきまして、確認のために答申を読み上げさせていただきます。

答 申 書

26水審第8号

平成26年5月28日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成26年5月28日に開催された水産政策審議会第65回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第238号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第239号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

それでは、この答申書を長谷増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告を希望する事項が2件あります。まず1つ目の「資源管理のあり方検討会」について、事務局から報告をお願いいたします。

○管理課長 2点ございます報告事項の1番目でございますが、「資源管理のあり方検討会」につきましては、皆様既にお聞き及びのことかとは思いますが、本年3月末に立ち上げた都合上、前回開催されました2月の水政審では御報告することができませんでした。よって、この場をお借りいたしまして、会の趣旨と検討の経緯につきまして、簡単

に御報告申し上げたいと思っております。

検討会の趣旨につきましては、資料4を御覧ください。資料4の1ページ目に記してあるとおりでございます。水産日本の復活を図りますために、水産資源の管理に関しまして集中的な議論を行うというものでございます。そのため、現行制度の現状と課題に関しませすレビューを行いますとともに、資源が悪化してございますクロマグロ、スケトウダラ、トラフグといった具体的な魚種につきまして、資源管理の進め方につき議論を行っていただくというものでございます。その際、個別漁獲枠方式、いわゆるIQ方式でございますけれども、こちらにつきましても導入の可能性につきまして御検討いただいているところでございます。

委員の構成につきましては、次のページの別紙のとおりでございます。また、検討に当たりまして、現場の漁業者の意見を聞くべきという御指摘がございましたので、モデルとして取り上げました魚種ごとに漁業関係者を参考人ということでお呼びいたしまして、御意見を伺っているところでございます。

これまで検討会は3回開催されたところでございまして、1回目、2回目の概要を資料に付けてございます。後ほど御覧いただければと思っておりますけれども、3回目の概要につきましては、まだ出席委員の最終的な了解を得ていない段階でございますので、この場ではお配りできませんけれども、概略といたしましては、クロマグロ及びトラフグの資源管理のあり方、並びに平成23年度から実施してございます資源管理指針、管理計画体制の評価・検証の進め方につきまして、それぞれ御議論をいただいたところでございます。

今後、第4回目は6月12日を予定しており、IQ、ITQにつきまして参考人からの意見を聞いた後で、本検討会の取りまとめ方向につきまして御意見をいただくということにしているところでございます。

最終回でございます第5回目でございますが、こちらは取りまとめを予定しているところですが、日程といたしましては、6月末ぐらいを目途に現在調整中でございます。

なお、検討会に提出いたしました資料とか取りまとめの内容等につきましては、水産庁のホームページを通じまして、随時公表いたして参ります。次回の資源管理分科会の場におきましても、結果等、御報告したいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

大久保委員。

○大久保特別委員 勝本町漁協の大久保ですけれども、このマグロの資源の悪化に対して、今、2002年から2004年の未成魚の50%の削減の資源管理のことが言われておりますけれども、片一方では、日本海で産卵時期のマグロをみんなで日数的に制限をさせてもらったら

いかななものでしょうかと思っておりますけれども。

それともう一つ、資源管理のあり方の検討委員会の名簿ですが、これはもう少し現場の人たちも入れたらどうだろうかと思っておりますけれども、その点、いかななものでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○管理課長 2点目からまず先にお答えさせていただきますけれども、おっしゃるとおり、現場の漁業者がこのメンバーに入っていないというところもございます。そのこともございまして、2回目以降、現場の漁業者の方々、特に具体的な魚種を掲げた上で、それをモデルとして議論を進めていこうという話になっていたものですから、その関係漁業者の方々にも来ていただきまして、議論には参加いただいているところでございます。

それから、1点目のマグロの管理の仕方に関してでございますが、杓子定規に答えますと、今の未成魚に対する漁獲圧をまずは一義的には抑えるべきだという議論が国際的な機関の方でなされているということ为背景にしまして、2002年から2004年にかけての未成魚の総漁獲量を半減しようということでもって管理の方策を考えているところではございますが、産卵親魚の話につきましても、今後、話の中で出てくれば考えたいと思っております。

まずはその前に、未成魚の保護をマグロの場合はしっかりやるというのがどうも効果が高いようだという話がございますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○山川分科会長 よろしいですか。

加藤漁業調整課長。

○漁業調整課長 今、管理課長からお話したとおりでございます。大中型まき網漁業と、あとは沿岸漁業を当課の方でいろいろ担当させていただいております。今、実際に現場の方に職員を派遣して、具体的にどういう管理ができるのかといったところを検討しているところでございます。今、大久保委員から御発言があった産卵親魚の保護につきましても、どういう形で実行できるかということについて、関係者の方々と今後もその話し合いを続けていきたいと思っております。

ただ、繰り返しになりますが、まずやらなければいけないことは、未成魚の漁獲をどれだけ抑えるか。ここが、例えばまき網でどうするのか、ひき縄でどうするのか、あるいは定置でどうするのかといった技術的な問題がまだまだ残されていると思っております。まずはそこをきちんとできるような形で、現場の方々と十分調整をさせていただきたいと思っております。

○山川分科会長 では、安部委員。

○安部特別委員 漁業者の立場として一言意見を述べておきたいと思えます。

我々は大中型まき網漁業に従事している者なんですけれども、未成魚につきましては、もう既に15%削減と、来年以降はさらに大幅な数字、50%といった数字がひとり歩きして

おりますけれども、資源管理については我々漁業者としても守らなければいけないという形で、水産庁と協議といいますか、指導を受けつつ、資源管理には十分協力しているつもりでございます。

あと、いわゆる成魚の産卵期の漁獲につきましても、6月から8月、大体8月を中心に産卵を行っているというデータがありますけれども、我々は、その6月から8月につきましては2012年から2,000トンまでということで、業界として自主規制しております。そういった形で、水産庁の指導があれば、それに従いますし、沿岸の方との協調もやらなくてはいけないと思いますし、全体的に資源管理は十分行わなくてはいけないということは我々漁業者としても十分理解しておりますので、先ほどのこういった資源管理のあり方につきましても、いろいろな業種がある訳ですけれども、できるだけ当事者も積極的に参加させていただきたいといった意見を持っております。よろしく願います。

○山川分科会長 どうも御発言、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

ではよろしいでしょうか。

では、特になければ、次の報告事項に移りたいと思います。第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について、事務局から報告をお願いいたします。

○管理課長 報告事項の2点目でございます。第1種特定海洋生物資源の採捕数量、すなわちTAC魚種の採捕数量実績につきましては、資料5を御覧ください。

資料5の1ページ目になっておりますけれども、TAC魚種ごとに設定されました漁獲可能性と採捕数量につきまして、平成26年3月31日までに採捕されました数量を記載しているところでございます。

なお、オレンジ色でマークしてございますスケトウダラにつきましては、平成25年漁期の終了に伴います採捕数量となっております。サンマ、マサバ及びコマサバ並びにズワイガニにつきましては、それぞれの魚種の平成25年漁期の開始時から本年3月31日までの採捕数量、またマアジ、マイワシ、それからスルメイカにつきましては、平成26年漁期の開始時から本年3月31日までの採捕数量となっております。

また、2ページ目には、その内訳といたしまして、大臣管理分と都道府県知事管理分の実績、それから3ページ目につきましては、各都道府県の漁獲実績というものを載せているところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特になければ、次、その他に移りたいと思います。その他ということで、何か委員の方から御発言がありましたら、願います。

よろしいですか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○増殖推進部参事官 増殖推進部参事官の生田でございます。

前回の本会議におきまして千葉委員の方から、シロザケのサケの放流事業を一生懸命頑張っているけれども、価値の高いサクラマスのような、それ以外のサケ科魚類の増殖はどうなっているか、その取り組みについて御質問がございました。宿題になっておりましたので、それについて、ここで簡単に御説明したいと思います。

資料6を御覧ください。サクラマスというのは、サケとはちょっと違った生活をしておりまして、サケは秋に採卵してふ化しますと、次の春にすぐに放流します。それですぐほとんどの稚魚が海に下って大きくなって、4年目に帰ってくるという生態を持っております。ですから、絞った卵をすぐに放流して海に下りるということで、これが今のシロザケの増殖事業が成功した一つの理由になる訳でございます。

一方、サクラマスは、同じサケ属の仲間なんですけど、ふ化して、春から次の年の春まで1年間、川の中で生活して、それでやっとスマルトという海に下りる変態をそこでしまして、海においていくという生活をしています。また、このスマルト全てが海に下りるという訳ではなくて、一部はヤマメと言って、北海道ではヤマベと呼んでいますが、川に残って釣りの対象になるという生活をします。また、産卵回帰も、シロザケは秋ザケと言われるように秋に帰ってくるのですが、サクラマスは、サクラの咲く春に帰ってくるので、サクラマスと呼ばれています。こういったものが日本海側の河川で釣りの対象となって、最近非常に人気を持っていると思いますけれども、未成熟のまま半年間川で過ごして秋に産卵するというので、非常に河川に依存した生活史を持っているという特徴がございます。

あと、こういったことでサクラマスにつきましても、1ページめくっていただきまして、過去に農林水産省の事業でこのスマルト化、海に下りるものを促進するといった技術開発がかなり行われてまして、そういった取り組みも行われているのですけれども、コストが非常にかかるということで、つまり次の年、1年半をふ化施設で飼育しなくてはいけないということがございまして、現実的には、この表にございますように、稚魚で翌年の春に放流するものがほとんどで7割ぐらいで、そういったスマルト化まで養魚を育てて放流するものは3割ぐらいにとどまっているという現状でございます。稚魚ですぐ放流しますと、先ほど言いましたように、川の中でそれがヤマメとして釣られてしまうといったこともあって、減耗する要因の一つとなっています。

それで、放流なのですが、次のページの3ページ目を見ていただくと、先ほど言ったように、本州などではサクラマスの釣りが非常に盛んになってきているということで、赤線で示されているのが本州でのサクラマスの放流数ですが、このように年々増やしてきているところですが、回帰尾数を見ますと、図2の赤の方を見てもらうと、若干増えてはいるのですが、放流したほどにはなかなか増えないということが言われています。

このようなことで、試験研究としましては、2ページ目の下にございますが、水研セン

ター、それから日本海側のこういったサクラマスの遊漁等が盛んなところの富山・山形・秋田県の水産試験場と一緒に、この資源をどう保全・回復するかということで、指針を作っております。「地域特性に応じた河川の適正利用によるそ上親魚と降海幼魚保全のための指針」ということで、親魚の遡上を守るということは、河川環境が非常に重要ということで、漁場の整備とか、そういったものを促進しましょうと。また、河川の産卵場所をちゃんと守りましょう。それから、適正な遊漁管理で、釣りをする方もちゃんと管理しましょうと。それから、異なる系群の種苗を放流しないこととあります。これは、北に行くほど海に下りる性質が強くなるという性格がございますので、そういった遺伝的な性質を混ぜてしまうと、海におりなくなってしまうような血が入ってしまうということで、そういった河川の管理ということで、どちらかというところ、現在サクラマスの研究というのは進められております。

3 ページ目の下にございますように、こういった耳石温度標識が最近では分かるようになってきていますので、種苗放流したもの以外にも、自然産卵というのは非常に大切だということが分かってきているということで、今、水研センターの方では、右の下にございますように、先ほど言いましたような川の中でのサクラマスの自然再生産を助長するとか、それから外来魚等のそういった影響を避けるとか、それから遊漁でどれぐらい育てられているのかという実態を押さえるといったことを取り組んでいくことで、サクラマスの資源をさらに増やそうという取り組みをしているというところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

千葉特別委員。

○千葉特別委員 どうも説明をありがとうございました。

このサクラマスは、非常に商品価値が高い魚で、学名で唯一「マス」とついた日本固有の魚というイメージもあり、他にもいるんですけれども、ただ、学名で「マス」という日本語がついた唯一の魚ということで、大事にしたいなという気持ちもあるし、主にこれは、今言われたように、内水面漁業の方に近い、いわゆる県条例で把握される部分が多いところがあるので、一概には水産庁の方でどうのこうのはないとは思うんですけれども、できれば安定的な増殖の研究だけは進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○増殖推進部参事官 こういったサケ・マス、それからウナギなども含めて、河川環境が非常に重要だということが最近非常に言われておりますので、そういった観点でも試験研究を進めていきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。濱田委員。

○濱田特別委員 増殖の方とは関係ない話ですけれども、沖どりのマスはえ縄とかが昔あ

ったと思います。今は、マスはえ縄に限らず、沖どりはどういう状況になっているのですか。

○山川分科会長 沖どりの部分ということですが、いかがですか。

○漁業調整課長 沖で日本海でサケ・マス流しというのは、昔ありましたけれども、今はないので、ほとんどは定置なりに漁獲されているという実態だと思います。

○濱田特別委員 太平洋側でも定置でという……。

○漁業調整課長 そうです。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

では、なければ、この件はこれぐらいにしたいと思います。

他に事務局から何かございますでしょうか。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、間隔が短くて大変恐縮ではございますけれども、7月の下旬に開催をお願いしたいと考えているところでございます。また、何か緊急な必要が生じまして、それ以前に開催するということになる場合につきましては、できるだけ早期に御連絡させていただきたいとも思っております。いずれにしましても、日程につきましては、後日事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 7月下旬ということで、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。